平成２５年（フ）第２９２号
群馬県伊勢崎市日乃出町1001―１カーサヒノデ202、住民票上の住所群馬県太田市山之神町235番地69
債務者　奥山マウロこと　オクヤマ　マウロヨセイ（ＯＫＵＹＡＭＡ　ＭＡＵＲＯ　ＹＯＳＥＩ）
１　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
　　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３０４号
群馬県伊勢崎市国定町１丁目268番地１　ミキコーポレーション102
債務者　野口　　毅
１　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
　　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３０５号
群馬県伊勢崎市国定町１丁目268番地１　ミキコーポレーション102
債務者　野口由里子
１　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
　　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９４号
群馬県桐生市黒保根町水沼151番地68
債務者　新井　功造
１　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
　　前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１９６号
群馬県高崎市新保町529番地３
債務者　反町　康之
１　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
　　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第４４２号
埼玉県越谷市蒲生２丁目１番55号、旧住所東京都荒川区東日暮里５丁目40番２号　レバランス101
債務者　田近富士子（旧姓近）
１　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第８６１号
千葉市美浜区幸町２丁目８番12棟203号、申立時の住所千葉市美浜区稲毛海岸４丁目６番13―301号
債務者　山田　由佳（旧姓加部）
１　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９１６号
千葉県市原市青柳３丁目３番地１
債務者　山沖　之彦
１　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９１７号
千葉市若葉区東寺山町755番地　県住４棟40105号
債務者　渡邉アキ子
１　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９１９号
千葉県船橋市三咲６丁目５番16号
債務者　井戸美代子
１　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９３１号
千葉県市原市五井西４丁目10番地２　サニーグリーンウッドＣ―103
債務者　森山　幸治
１　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５０号
千葉県館山市北条739番地の14　フラッツＴ10―101号
債務者　礒貝　壽子
１　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
　　千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第５０８号
神奈川県秦野市曽屋765番地の７　富士見台ハイツⅡ―№.１、前住所神奈川県秦野市戸川122番地の34
債務者　衛藤　松子
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３８３号
新潟市中央区上大川前通３番町130番地１トーカンマンション上大川前703号
債務者　吉備津　滋
１　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９１号
新潟市江南区大渕2678番地42
債務者　遠藤　政貴
１　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９６号
新潟市北区濁川１丁目16番52号
債務者　大島　英介
１　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４１２号
新潟市北区白新町３丁目12番６号　さくら荘１号、前住所新潟県北蒲原郡聖籠町大字藤寄1905番地８
債務者　堀口　庄一
１　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
　　新潟地方裁判所民事部